

マーケム・イマージュ購買基本条件

特段の定めがない限り、すべての発注は以下の購買基本条件に従うものとし、これらの条項は必須事項とします。サプライヤーや第三者が提示する条件については、マーケム・イマージュがその適用を明示的に否定しない場合であっても適用されません。また、サプライヤーの一般的な販売条件やその他の文書もすべて無条件に除外されます。

1- 基本条項

本発注は最終的なものであり、マーケム・イマージュが添付した受領確認書（この文書に限る）にサプライヤーが必要事項を記入し、留保や変更を加えることなく返送した時点で契約が成立します。発注書の発送後10日以内に受領確認書が返送されない場合、サプライヤーがマーケム・イマージュの提示した条項および条件を黙示的に承諾したものとみなされます。受領確認書に記載された変更や追加事項については、マーケム・イマージュによる書面での承諾がなければ適用されません。

契約締結後に、事情の変化により発注書の業務利用が不可能となった場合、マーケム・イマージュは書面による通知で契約を解除する権利を有します。その場合、当社は、サプライヤーがすでに完了している部分的な履行に対して補償を行います。

2- 納品

納品には、注文番号を記載した納品書を1通添付する必要があります。サプライヤーは、顧客の受付時間内でのみ納品を行うことができます。サプライヤーは、注文書に指定された場所、またはマーケム・イマージュが合理的な範囲で指定する場所に対し、注文書に記載された数量および納期に従って商品を納品する義務があります。マーケム・イマージュの明示的な同意がない限り、早期納品は認められません。輸送中のリスクは、注文書に記載された国際貿易条件に従い、サプライヤーまたは顧客が負担します。

3- 適合性

商品は、注文書、技術的文書、その他注文書に基づくすべての関連文書（現行の規制に従うもの）に完全に適合している場合のみ「適合」とみなされます。また、これらの文書は現地語で記載されている必要があります。商品は納品日において、適用されるすべての法規制に準拠していなければなりません。

4- 商品の受領と拒否

マーケム・イマージュの技術検査部門は、納品された商品の適合性を可能な限り速やかに、遅くとも納品日から6週間以内に確認します。仕様に適合しない商品や注文されていない商品は拒否されます。サプライヤーが不適合品や余剰品について、通知日から10営業日以内に自己のリスクと費用で引き取らない場合、マーケム・イマージュは正当な権利に基づき、手続きなしでこれらの品をサプライヤーへ返送する、または第三者の施設に保管することができます。この場合、マーケム・イマージュは一切の責任を負わず、リスクおよび費用はサプライヤーの負担となります。仕様に適合しない商品の納品は、第6項「不履行または不適合に対する制裁」に従います。

5- 納期および遅延に対するペナルティ

発注書に記載された納期は厳守すべき条件であり、マーケム・イマージュの契約履行において不可欠な要素とみなされます。納期遅延が発生した場合、マーケム・イマージュは形式的な通知なしに以下の権利を行使できます：

- 契約の解除。
 - 誤納または未履行の注文について、再度合意した期間内での履行の要求。ならびに、
 - 適切な期間を与えても納品が行われない場合、履行に代わる損害賠償を請求すること。納期遅延が発生した場合、マーケム・イマージュは1週間ごと、またはその一部ごとに、遅延罰金として注文金額の0.5%を請求し、最大で注文金額の5%に達する場合があります。この罰金は、サプライヤーが支払うべき遅延補償に加算されます。また、マーケム・イマージュの明確な事前同意がない限り、部分的な納品は認められません。
- さらに、マーケム・イマージュの選択する措置に関係なく、サプライヤーは、顧客に対する遅延に起因してマーケム・イマージュが負担するすべてのペナルティについて、形式的な通知なしに責任を負います。マーケム・イマージュは、サプライヤーの施設を訪問し、注文の進捗状況を確認する権利を有します。

6- 不履行または不適合に対する制裁

サプライヤーがその義務の一部または全部を履行しない、あるいは適合しない場合、マーケム・イマージュは、法令および一般法に基づく権利や救済手段を制限または損なうことなく、また、手続きや正式な通知を要することなく、以下の権利を有します：

- 契約解除に際し、特段の例外がない限り、マーケム・イマージュが契約に基づき保持している財産は対象外とし、サプライヤーはこれを返還する義務を負います。マーケム・イマージュは、その状態のまま即時引き渡しを要求する権利を有します。また、履行されなかった契約を第三者が遂行するためにマーケム・イマージュが負担する追加費用について、サプライヤーが責任を負います。マーケム・イマージュは、当該注文の遂行を自社のサービスの範囲に制することができ、その費用はサプライヤーの負担とし、注文日適用の時間単価に年間10%の上乗せを加算します。
- 誤納または未履行の注文について、再度合意した期間内での履行の要求。
- マーケム・イマージュが注文の履行に必要な原材料や商品を提供している場合、不履行に際し、サプライヤーはこれらの費用についてマーケム・イマージュに支払う責任を負います。この費用は、納期日における当該原材料のサプライヤーの履行価格に等しくなります。また、マーケム・イマージュからサプライヤー施設への輸送費もこの費用に加算されます。

7. 材料および設備の供給

7-1. 注文の遂行のためにサプライヤーに貸与された設備は、いかなる状況でもマーケム・イマージュの所有物とします。サプライヤーは、マーケム・イマージュの財産権を保護し、設備が第三者のために差し押さえ、徴収、または没収される場合は直ちにマーケム・イマージュに通知し、必要な措置を講じてマーケム・イマージュの権利を明確にしなければなりません。設備がサプライヤーの施設に引き渡された時点から、サプライヤーはその保管責任を負い、受領書に記載された設備の価値に基づいてその責任が証明されます。設備の返還まで、サプライヤーは自己のリスクと費用で保管責任を負い、マーケム・イマージュに返還しなければなりません。サプライヤーは、設備によって生じ得るすべてのリスクをカバーするため、認定された保険会社に対して、資材の賠償責任保険に加入することを約束する。これには、特に火災、盗難、水漏れ損害などが含まれるものとします。サプライヤーが設備をマーケム・イマージュの要請に従って返還しない限り、サプライヤーは受領書に記載された設備の価値について、マーケム・イマージュの初回請求時に形式的な手続きなく責任を負います。

7-2. 上記の設備に関する保管および使用条件（リスクの移転、保険義務等）は、マーケム・イマージュが注文履行のためにサプライヤーに供給した材料にも適用されます。材料が最終製品に組み込まれ、マーケム・イマージュによって受領・承認されるまで、サプライヤーは受領書に記載された材料費を負担しなければなりません。マーケム・イマージュが初回請求を行った時点で、サプライヤーは形式的な手続きなくその費用を支払う義務を負います。

7-3. サプライヤーの要請に基づき、マーケム・イマージュが注文履行のために必要な設備を購入した場合、サプライヤーはその購入価格について形式的な手続きなく責任を負い、支払い完了後にその設備の所有権を取得します。ただし、その注文が発注書に定められた条件通りに履行されない場合は、この限りではありません。

7-4. マーケム・イマージュが貸与する設備は、マーケム・イマージュの注文履行の目的にのみ使用されるものとし、サプライヤーは、いかなる状況においても、物理的または知的財産としての設備をマーケム・イマージュの許可なく私的に利用してはなりません。

8- 変更

いかなる技術的または商業的な変更も、事前にマーケム・イマージュの書面による合意を要するものとします。

9- 保証

サプライヤーは、マーケム・イマージュに販売される製品が、すべての仕様および規制に完全に準拠し、いかなる潜在的な製造または設計上の欠陥も一切ないことを保証しなければなりません。サプライヤーは、製品の調達ごとに、かかる責任を負うことをマーケム・イマージュに証明しなければなりません。また、正式な通知を受けた時点で、損傷または不良品については、自己負担で速やかに修理または交換を行う義務を負います。これは、あらゆる紛争の結果に影響を与えるものではありません。サプライヤーは、不良品に起因するすべての直接的および間接的な結果に対して責任を負います。また、サプライヤーは、マーケム・イマージュが製品を使用する目的について完全に理解していることを保証しなければなりません。納品日から24ヶ月以内に欠陥が発生した場合、サプライヤーはマーケム・イマージュからの書面通知後、前述の保証を満たすために必要なすべての作業を速やかに自己負担で行うものとします。

10- 価格

マーケム・イマージュが発注した価格は固定されており、再評価の対象にはなりません。価格の改定がマーケム・イマージュによって書面で承認された場合、その改定は、注文書に含まれる条項にかかわらず、現行の法律およびマーケム・イマージュの契約を規定する法的要件に従って実施されるものとします。書面での別途合意がない限り、価格には梱包、輸送、および契約に指定された納品先までの配送が含まれます。注文はインコタームDAP条件で納品されるものとします。

11- 請求書

請求書は、製品の納品日以降に、発注書に指定された住所に送付されなければなりません。請求書には、発注番号および関連する納品書の番号および日付を記載しなければなりません。本条項に準拠していない請求書は、サプライヤーに即時返送されます。

12- 支払い

請求書は、上記のとおり製品の受領後、マーケム・イマージュによって価値が承認された場合に支払われます。支払いは、発注書に指定された支払い条件に従い、銀行振込で行われます。顧客（マーケム・イマージュ）とサプライヤー間で別途合意がない限り、標準的な支払い条件は、法の範囲内で請求書発行日から120日以内のネット払いとします。

13- リスクおよび所有権の移転

リスクの移転は、発注書に指定されたインコターム、または発注書に指定がない場合はインコタームDAP 納品場所によって顧客（マーケム・イマージュ）に移転されます。製品の所有権の移転は、請求書的全額支払い後に顧客（マーケム・イマージュ）に移転されるものとします。

14- 知的財産

サプライヤーは、製品が知的財産権、特に特許、著作権、登録商標等を含む第三者の権利を、欧州連合諸国およびサプライヤーが製品を製造または委託製造するその他の国々において侵害しないことを保証します。

サプライヤーは、マーケム・イマージュに納品する製品に関して、文学的、芸術的、工業的、その他知的財産に関する第三者の請求について、マーケム・イマージュに補償し、直ちにマーケム・イマージュの立場を引き継ぐものとします。法的措置が発生した場合、マーケム・イマージュが被る費用、経費、損害を補償する責任を負います。サプライヤーは、この契約が何らかの理由で終了した時点で、仕様書、製法、設計図、製造詳細を含むすべての文書をマーケム・イマージュに返却しなければなりません。これらの項目の著作権が誰であるかに関わらず、マーケム・イマージュは第15条に規定される通り、完全な所有権を取得します。マーケム・イマージュが納品された製品の保有に問題を抱えた場合、サプライヤーは直ちにその問題を解決するために行動しなければなりません。正式通知が送付され、解決のための最大期限が1か月とされた場合、その期間内に問題が解決されない場合、マーケム・イマージュは未解決の訴訟が解消されるか、マーケム・イマージュに確固たる保証が提供されるまで、すべてまたは一部の注文に対する支払いを停止する権利を有します。

15- 機密保持

サプライヤーは、業務上の秘密および機密情報に関して厳格な非開示義務を負います。特に、マーケム・イマージュの発注に関連する仕様書、ソフトウェア、製法、設計図、製造詳細等について、サプライヤー自身およびその従業員、下請け業者を通じて第三者にいかなる方法でも開示しないために必要なすべての措置を講じるものとします。また、サプライヤーは、そのような資料をマーケム・イマージュの注文の履行以外の目的で使用することは認められません。この非開示および排他的使用の義務には、時間的制限はありません。サプライヤーは、マーケム・イマージュの事前の承認なしに、これらの資料に基づいて製造された部品の開示を控えることを正式に約束するものとします。マーケム・イマージュの要請があれば、サプライヤーはすべての文書およびマーケム・イマージュから受け取ったその他の資料を速やかに返却または破棄しなければなりません。この条項の違反があった場合、マーケム・イマージュは差し止めによる救済を受ける権利を有します。

16- 研究開発およびソフトウェア

契約に別途規定がない限り、注文が研究開発またはソフトウェアの制作に関係する場合、その結果として得られるソフトウェアまたは研究成果は、特定の合意によりマーケム・イマージュの所有物とされ、自由かつ独占的に使用する権利を有します。サプライヤーがマーケム・イマージュの注文の履行において、特許プロセスまたは既存ソフトウェアを使用する必要がある場合、サプライヤーはその目的のために、（法的制限の範囲内で）マーケム・イマージュに対して無償かつ無期限のライセンスまたはサブライセンスを譲渡するものとします。

17- 製品責任

サプライヤーは、欠陥製品による人身傷害または財産損害に関する第三者からのすべての請求について責任を負い、

マーケム・イマージュに対してその結果生じる責任を補償しなければなりません。マーケム・イマージュがサプライヤーが供給した製品の欠陥によりリコールを実施する必要がある場合、サプライヤーはその製品リコールに関連するすべての費用を負担するものとします。

サプライヤーは、供給製品における潜在的な欠陥や不確実な特性を発見した場合、直ちにマーケム・イマージュに通知する義務を負います。また、サプライヤーは製造物責任保険および職業賠償責任保険に自己負担で加入し、その責任およびマーケム・イマージュへの補償に関連するリスクを適切にカバーするものとします。この保険は全世界に適用され、設置および撤去費用をカバーしなければなりません。サプライヤーは、マーケム・イマージュの要求に応じて、いつでも保険証書の写しを提出しなければなりません。

18- 免責

サプライヤーは、本契約または注文書に基づき、供給製品またはサービスに関連して、またはサプライヤーの契約違反や未履行によって生じるすべての責任、損失、損害、罰金、請求、訴訟、判決、費用（合理的な弁護士費用を含む）について、マーケム・イマージュおよびその代理人、顧客、取引先を補償し、損害を与えないようにするものとします。さらに、マーケム・イマージュの要請に応じて、サプライヤーは自己の負担で、請求や訴訟の防御に参加または支援することに合意します。この補償に関するサプライヤーの責任は、関連する裁判所が決定する過失または責任の割合に応じて制限されるものとします。

19- 不可抗力

マーケム・イマージュは、不可抗力事象（以下に定義）に直接または間接的に起因する、もしくは関連する履行不能に関して、納品され受け入れられた製品に対する支払いを除き、本契約の履行を免責されるものとします。不可抗力事象には、以下の一時的または永続的な事象が含まれますが、これらに限定されるものではありません：天災、疫病、パンデミック、戦争、テロリズム、正式な宣戦布告の有無にかかわらず従って発生する、暴動またはその他の市民の不穏、政府当局の行為または不作為（検査、禁輸措置、またはあらゆる種類の制限の課税を含むがこれに限定されない）、植物、動物、人間に影響を与える病気、疫病、流行病（口蹄疫を含むがこれに限定されない）、あらゆる原因（予見可能か否かわからない）による供給不足、その他マーケム・イマージュの合理的な支配を超えるすべての事由（明示的に列挙されていないか否かを問わず）が該当します（以下「不可抗力事象」と称する）。

20- 契約解除

20.1 マーケム・イマージュは、利用可能な権利または救済手段を損なうことなく、以下の場合に書面による通知をもって契約を解除する権利を有します：

20.1.1 一部または全部を即時に解除し、マーケム・イマージュに費用が発生しないものとします：

i) サプライヤーが重大な契約違反を犯し、その違反が是正不可能である場合、または是正可能な違反であっても書面にて通知を受けてから30日以内にその違反を是正しない場合；

ii) マーケム・イマージュの法的、財務的、事業的利益に影響を及ぼす可能性があるマーケム・イマージュが判断するサプライヤーの支配権変更が発生した場合、ならびに

20.1.2 マーケム・イマージュは、サプライヤーに90日以上前に書面による通知を行うことで、任意の理由により契約を解除できるものとします。

20.2 いずれの当事者も、以下のいずれかの事由が発生した場合、書面による通知により契約の全部または一部を即時に解除できるものとします：

i) 他方当事者が管財、清算、債権者との和解または取り決め（支払い能力のある再編を目的とする場合を除く）、モラトリアムを取得、任意または裁判所命令による清算、資産または事業に管理人や監督官が任命される、事業の継続を停止する、または他の管轄区域において同等の手続きが進行している場合。

ii) 他方当事者が、事業の全部または重要な部分の停止、または停止の脅威、廃業、もしくはその脅威を行う場合。

20.3 契約の解除は、解除日までに発生した当事者の権利および救済手段に影響を及ぼすものではなく、契約解除前または解除時点に存在する契約違反に対する損害賠償請求の権利を含みます。

21 - サプライヤーの法的状況の変更

サプライヤーは、自己の法的地位に変更があった場合（資本や構成の変更、例えば過半数持分の変更、合併、買収、およびそれに影響を及ぼし得る清算や差押えのような裁判所の決定を含む）には、直ちにマーケム・イマージュに通知するものとします。

22 - 広告

サプライヤーは、マーケム・イマージュの事前の書面による許可なしに、いかなる状況下でも本注文22.2を利用して、直接的または間接的を問わず、どのような形態の広告も作製することはできません。

23 - 譲渡

サプライヤーは、マーケム・イマージュの事前の書面による同意なく、本注文の履行を他のグループや企業に譲渡または下請けに出すことはできません。そのような許可が与えられた場合でも、サプライヤーは合意された期限内に本注文を満足に完了させることに對して全責任を負うものとします。

24 - 安全

供給がサービスの提供を伴う場合、サプライヤーおよび関係する下請業者は、法定および施設内の内部規則の双方におけるすべての現行安全・衛生規則を遵守しなければなりません。関係者が必要と判断する安全管理は、仲介者にも適用される可能性があります。

25 - 価格競争力

サプライヤーは、請求価格が、当社にとって他の購入者に対するものと同等またはそれ以上に有利であることを保証するものとし、それは当社が発注した数量と同等またはそれ以下の数量に関しても適用されます。

26 - 一般的なガバナンスおよび企業の社会的責任；輸出コンプライアンス

26.1. サプライヤーは、Dover サプライヤー行動規範 (www.dovercorporation.com で閲覧可能) を読み、理解し、遵守することに同意します。

26.2. サプライヤーは、サプライヤーが設立されている、または契約書類に関連する業務を行っている管轄区域のすべての適用法（腐敗、贈収賄、マネーロンダリング、インサイダー取引、利益相反、その他非倫理的な行為に関する法律を含み、これに限定されない）を遵守しなければなりません。これには、改正された米国海外腐敗行為防止法および英国贈収賄法 2010 を含みますが、これに限定されず、随時施行される適用法が含まれます。

26.3. サプライヤーは、サプライヤーおよびその取締役、役員、従業員、代理人、下請業者およびまたはコンサルタントが以下を証明します：

- i. これらの法律を熟知しており、あらゆる面で遵守すること。
- ii. 契約書類に関連して、直接的または間接的に、いかなる種類の支払いや贈り物、支払いや贈り物の申し出または約束を、以下のいかなる「外国公務員」に対して行わないこと。ここで「外国公務員」とは、(i) いかなる政府または政府機関の職員、代理人、または従業員、(ii) いかなる政党およびその役員、従業員または代理人、(iii) 公職者または公職候補者を含むものとします。サプライヤーおよびその関係者が、
- iii. 政府の役員または職員、政党の役員、公職候補者、あるいは政府機関の取締役、役員、従業員、または関連企業に該当しないこと。

26.4. サプライヤーは、自社およびその下請業者、直接および間接の供給業者が、児童労働、強制労働、債務労働、年季奉公、または非自発的労働を使用せず、国際労働機関 (ILO) 条約と一致した雇用慣行を採用することを表明し、保証し、約束します。また、サプライヤーは、マーケム・イマージュ労働および人権方針を読み、理解し、遵守することに同意します。このポリシーのコピーは、www.markem-imaje.com/about-us/sustainability/values で入手できます。

26.5. サプライヤーは、従業員に対し、公正な賃金、適切な労働時間と労働条件、安全な作業環境を提供していることを確認します。そして、マーケム・イマージュの「グローバル環境・労働安全衛生方針」を読み、理解し、順守することに同意します。同方針は www.markem-imaje.com/about-us/sustainability/health-and-safety で入手できます。

26.6. サプライヤーは、タンタル、錳、タングステン、金、およびそれらの派生金属や鉱物（「鉱物」）が、コンゴ民主共和国、アンゴラ、コンゴ共和国、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、タンザニア、ザンビア、南スーダン、中央アフリカ共和国で採掘され、違法な武装グループを直接または間接的に資金提供したり利益を与えたりしないことを保証します。要求に応じて、サプライヤーは、本規定およびサプライヤーが関読、理解、遵守することに同意した Dover Corporation 紛争鉱物ポリシー（コピーは www.dovercorporation.com/about-us/our-governance/conflict-minerals で入手できます。）に従って実施したデューデリジェンスの証拠を提供するものとします。

26.7. サプライヤーは、環境へのポジティブな取り組みを実施し、マーケム・イマージュの「グローバル環境および労働安全衛生方針」に基づき、適用される環境法および規制に従っていることを確認します。同方針は www.markem-imaje.com/about-us/sustainability/environment で入手できます。

26.8. サプライヤーは、Dover サプライヤー行動規範、マーケム・イマージュ労働および人権方針、マーケム・イマージュグローバル環境、労働安全衛生方針との整合性を示すために、社内手順、ツール、指標、または関連文書を維持するものとします。

26.9. サプライヤーは、これらの遵守状況について監査を受けること、および合理的に要求されたすべての情報を提供することに同意します。ECOVADIS や SEDEX などの認定評価機関、または同等の第三者監査が同等とみなされる場合があります。この場合、サプライヤーは、これらの組織における登録番号およびパフォーマンス評価で得たスコアを購入者に通知することを約束します。一般的に、サプライヤーは、購入者が要求する CSR データまたは情報を提供するものとします。

26.10. マーケム・イマージュは契約を締結するにあたり、CSR パフォーマンスの評価を要求することがあります。

取得したスコアが購入者によって不満足と判断された場合（例：ECOVADIS で 45 点未満）、サプライヤーは是正措置計画を実施するものとし、その条件および期限は両当事者間で協議されるものとします。

26.11. サプライヤーは、是正措置の効果を確認し、ギャップを埋め、新たな法律および規制への遵守を確保するための調査や問い合わせに回答することに同意します。

サプライヤーが是正措置計画を実施しない場合、両当事者は契約の継続可否を協議し、最終的には購入者が契約を解除する可能性があります。

26.12. サプライヤーは、製品およびサービスの指定納品地点への輸入、ならびにその製品およびサービスの出発地点からの輸出に関連するすべての関連する輸出入法令を厳守するものとします。また、本契約の締結により、サプライヤーはこれらの輸出入法令の遵守を保証します。 サプライヤーは、製品およびサービスを輸出、販売、転用、移転、またはその他の方法で輸出入法令に違反して処分しないことを確保するものとします。

26.13. サプライヤーは、その費用負担で、指定された納品地点への製品およびサービスの輸入、および出発地点からの輸出に必要なすべてのライセンスおよび承認を取得し、輸出入法令に従って実施するものとします。 サプライヤーは、サプライヤーの輸出入法令遵守および本条項への準拠を確認するために購入者が要求する文書を提供するものとします。

26.14. サプライヤーは、関連するすべての輸出管理法および規制を遵守し、マーケム・イマージュが、米国、EU、スイスまたはその他の適用される制裁プログラムの対象となる国々との取引や製品・サービスの供給を直接または間接的に受け入れないことを認識し、同意するものとします。さらに、マーケム・イマージュは独自の裁量により、制限対象者リストに記載されている事業者からの製品およびサービスの供給を受け入れないことを決定することができます。 サプライヤーは、マーケム・イマージュが制裁対象国または制限対象者からの製品やサービスの受け入れを拒否した場合に、マーケム・イマージュに対していかなる請求も行う権利を持たないものとします。

26.15. サプライヤーは、2023 年 9 月に制定された英国および EU の規制で、ロシア産の鉄鋼および鉄製品の輸入が禁止されていることを認識していることを確認します。これには、完成品または半製品に含まれるロシア起源の鉄鋼が含まれます。 サプライヤーは、自社製品に使用される鉄鋼の起源を把握するための手続きを実施し、自社の直接および間接のサプライヤーから、ロシア起源の鉄鋼および鉄が含まれていないことを確認し、情報を収集・確認したことを表明します。完成品または半製品として鉄鋼および鉄を取得した場合、サプライヤーは、自社の製品にロシア産の鉄鋼および鉄が含まれていないこと、今後も含まれないことを保証します。

26.16. サプライヤーは、商取引のチェーン上で第三者（再販業者を含む）が第 26 条の目的を遵守するよう最善の努力を払うものとします。

サプライヤーは、直接および間接のサプライヤーを含む商取引チェーン上の第三者による第 26 条の目的に反する行為を検出するための適切な監視メカニズムを設置し、維持するものとします。 サプライヤーは、第 26 条の適用における問題、およびその目的を損なう可能性のある第三者の関連活動について、直ちにマーケム・イマージュに通知しなければならない。 サプライヤーは、第 26 条に基づく義務の遵守に関する情報を、マーケム・イマージュの要請後 2 週間以内に提供しなければならない。 26.17. 第 26 条の違反は、本契約の本質的要素に対する重大な違反とみなされ、マーケム・イマージュは以下を含む適切な救済措置を求める権利を有しますが、これに限定されません。

- (i) マーケム・イマージュのさらなる義務なしに、本契約を即時終了すること。ならびに
- (ii) 本契約の総額および供給された製品およびサービスの価格に相当する違約金。

27 - データ保護

事業関係の過程において、当事者は個人情報（「個人データ」）を共有し、EU 規則 2016/679 一般データ保護規則 (GDPR) およびスイス連邦データ保護法 (DSG) の意味におけるデータの処理に同意するものとします。両当事者は、これに関連して GDPR 第 5 条以下に従うものとします。この点で、データ提供側はデータ最小化および目的限定の原則に常に従い、GDPR 第 6 条に従い、必要な場合にのみ個人データを提供するものとします。

さらに、個人データの処理において、両当事者は法的および契約上のデータ保護規定を遵守するものとします。これには、最新かつ適切な技術的データセキュリティ対策 (GDPR 第 32 条) および従業員に対する個人データの機密保持義務が含まれます。署名用識別データを超える個人データを処理する場合、両当事者は GDPR 第 28 条以下に従ったデータ保護付録に署名する義務を負うものとします。

いずれかの当事者が、データ保護法が存在しない、または GDPR 2016/679 や DSG で要求されるセキュリティレベルより劣る場合マーケム・イマージュの指示に従い、個人データを適切に処理する義務があります。データ保護方針の詳細については、以下のウェブサイトを参照してください：

<https://www.markem-imaje.com/privacy>

28 - 監査

28.1. マーケム・イマージュは、契約に基づくサプライヤーの業務遂行状況および本条件の遵守状況を監視する権利を有するものとします。

28.2. サプライヤーは、マーケム・イマージュから最初の書面による要請を受けた場合、監査および製品追跡の目的で、製品および製品の製造に使用された原材料の原産地、製造地、製造日を特定するために合理的に必要なすべての情報（関連するシリアル番号またはロット番号を含む）を速やかにマーケム・イマージュに提供しなければならない。

29 - 管轄権の帰属

当社の購入は、マーケム・イマージュが所在する国の法律に従って解釈され、規定され、執行されるものとします。マーケム・イマージュとサプライヤー間で契約または取引に関連して発生するすべての訴訟は、マーケム・イマージュが所在する国の裁判所の専属管轄に服するものとし、双方はその裁判所の管轄権を承諾するものとします。